



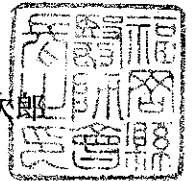
福岡医発第1538号(総)

平成14年11月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



医師による麻薬の無免許施用について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がまいりましたので、お送りいたします。

つきましては、貴会会員へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

14薬麻第 142 号
平成14年11月19日

各関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長
(麻 薬 係)



医師による麻薬の無免許施用について

今般、医師による麻薬無免許施用事例が発生し、平成14年11月5日付けで九州厚生局麻薬取締部長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、下記事項について貴会員へ周知していただきますようお願いします。

記

1. 麻薬施用者免許を有しない医師が麻薬処方せんを作成した事例

麻薬施用者免許を有しない、他の病院から短期間派遣された医師又は当直だけの派遣医師が、診察した患者に対し自己の指示に基づき、麻薬処方せんにより、麻薬を施用又は交付していた。

2. 一見麻薬施用者免許を有する医師が麻薬処方せんを作成した形式であるが、違反となる事例

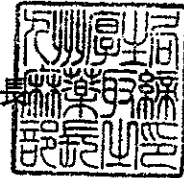
麻薬施用者免許を有しない常勤医師が、自己が診察した患者に対し、自己の指示に基づき、麻薬処方せんの品名・数量等を記載し、麻薬施用者免許を有する医師の麻薬施用者番号を使用し、同番号の麻薬施用者免許を有する医師から署名又は記名押印を受け、麻薬を施用又は交付していた。



九厚麻発第 340 号
平成 14 年 11 月 5 日

福岡県保健福祉部薬務課長 殿

九州厚生局麻薬取締部長



医師による麻薬の無免許施用について

最近の立入検査において、麻薬施用者免許を有しない医師による、麻薬の施用事例がみられ、遺憾に存するところであります。貴県管轄下の、麻薬施用の可能性が有る医師各位に、一層の注意喚起と周知徹底方お願いします。

